



昭和46年(1971年)  
町民プールオープン。

No. 621

# ふな がた

お知らせ版

## 固定資産(土地・家屋)の相続手続きについて

土地や家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日時点の所有者に対して課税されます。登記簿上の所有者が亡くなった場合、法務局で相続登記の手続きが必要になります。

### ○相続登記が完了していない場合

- ・1月1日までに相続登記が完了しない場合は、納税通知書(納付書)等を、受取る方を決めていただくために「相続人代表者指定(変更)届」の提出が必要です。
- ・「相続人代表者指定(変更)届」は、固定資産税の納税における名義を変更するものです。土地または建物登記簿の所有者を変更するものではないため、法務局での登記手続きが必要となります
- ・相続放棄をされていて、手続きが済んでいる場合、家庭裁判所から発行される「相続放棄申述受理通知書」の提出をお願いします。(コピー可)

### ○未登記家屋を所有している場合

- ・固定資産の名義を変えたい場合は、法務局で所有権移転登記等の手続きが必要です。
- ・登記されていない家屋については、法務局での手続きができないため、住民税務課税務係へ「未登記家屋所有者変更(異動)届」の提出をお願いします。

▼問い合わせ/舟形町住民税務課税務係 ☎(32) 0466

## 在宅医療・介護連携拠点 <sup>あっと</sup>@ほーむ もがみ

新しい県立新庄病院(総合患者サポートセンター内)に「在宅医療・介護連携拠点@ほーむもがみ」を開設しました。

最上地域の在宅医療や介護の相談窓口として、主に医療・介護従事者からの相談を受け、医療や介護が必要になった方が地域で安心して暮らせるよう、切れ目のない在宅医療と介護の連携を推進していきます。

▼開所時間/午前8時30分~午後5時15分(月~金) ※年末年始・祝日をのぞく

▼問い合わせ/在宅医療・介護連携拠点@ほーむもがみ ☎080(7210)2251

**経営継承・発展支援事業**

将来に渡って地域の農地利用を担う経営体を確保するため、経営継承した後継者が経営を発展させるための取組みに必要な経費を補助します。

▼対象経費／専門家謝金、専門家旅費、研修費、機械装置等費、広報費、雑労務費、委託費、外注費等

▼補助率／

2分の1(上限100万円)

▼〆切／11月1日(水)

▼その他／補助対象者や対象経費について詳しくはホームページを確認ください。

▼問い合わせ／

舟形町農業振興課農政企画係  
☎(32) 0947



## 家庭用除雪機購入補助金

地域住民の自助・共助の機運醸成と冬期間の除排雪負担軽減を図るため、新規に購入する新品の家庭用除雪機または新品の除雪用アタッチメントに対して、購入費の1/4以内(10万円上限)で補助金を交付します。

**申込み〆切 10月31日(火)**

▼その他／詳しくは問い合わせください

▼問い合わせ／舟形町まちづくり課地域支援係 ☎(32) 0104



**〆切間近!**

【山形県最低賃金が改正されました!】

### 山形県最低賃金

効力発生日 令和5年10月14日(土)

時間額 **900円** (46円UP)

※この最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。

▼問い合わせ／

山形労働局基準部賃金室 ☎023(624)8224

新庄労働基準監督署 ☎(22)0227

### 令和5年度地価調査結果

地価調査とは、国土利用計画法施行令に基づき、県が各地域で基準となる土地の適正な土地価格を公表するものです。  
価格:円/m<sup>2</sup>

基準値の所在・地番	前年度価格	今年度価格	昨年比変動率
西ノ前468-10	8,970円	8,930円	▲0.4%
長沢1826	4,350円	4,310円	▲0.9%
八日1667-5 他1筆	7,130円	7,100円	▲0.4%
舟形109	8,990円	8,950円	▲0.4%

▼問い合わせ／舟形町住民税務課税務係 ☎(32) 0466

詳しくはホームページへ

中退共 検索

お問合せはお気軽に  
(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234  
FAX (03) 5955-8211

**退職金**

社長の決断、応援します。

中退共の退職金制度なら

**簡単**

- 外部積立型で管理が簡単
- 退職金試算額もお知らせ

**有利**

- 掛金は一部を国が助成
- 掛金は全額非課税

**安心**

- 確実な退職金支払
- 安心の資産運用

家族従業員も加入できます

パートタイマーさんや

### 地元選出の県議会議員による最上地域議員協議会を開催

最上地域選出の県議会議員が、最上総合支庁が実施する事業や、地域が抱える課題等についての調査、審議を行う「最上地域議員協議会」を開催します。

傍聴を希望の方は、事前の申込みは不要ですので、お気軽にご来庁ください。

▼日時／11月20日(月)午後3時~

▼場所／最上総合支庁 講堂

▼問い合わせ／山形県議会事務局議事調査課 ☎023(630)2841

### ソフトテニス体験教室

- ▼日時／11月19、26日(日)、12月3日(日)午前10時～正午
- ▼場所／舟形小学校体育館
- ▼対象／小学生(4～6年生)
- ▼指導／舟形町テニス協会
- ▼参加費／無料
- ▼持ち物／屋内用シューズ、タオル、飲み物 ※貸ラケットがあります。
- ▼切／11月15日(水)
- ▼申込み・問い合わせ／舟形町B&G海洋センター ☎(32) 3501

### みんないっしょ 親子でスポーツ

- 親子で元気いっぱい体を動かし、遊びながらヨガやダンスの体験をしましょう。ぜひ、ご家族みなさんでご参加ください。
- ▼日時／11月4日(土) 午前9時30分～正午
- ▼場所／すぽーていあ
- ▼対象／幼児～小学校低学年くらゐまでの児童とその保護者
- ▼参加費／無料
- ▼申込み／やまがたe申請から
- ▼切／10月23日(月)

### DV防止講座

- ▼日時／11月17日(金) 午前10時～正午
- ▼場所／遊学館(山形市)
- ▼対象／県民の方はどなたでも
- ▼内容／DVと児童虐待～警察官の視点から～
- ▼講師／山形県警察本部生活安全部 全部身安全少年課
- ▼定員／25名(先着順)
- ▼参加費／無料
- ▼申込み・問い合わせ／山形県男女共同参画センター エリア ☎023(629)7751

### ▼問い合わせ／

- 最上地域みんなで子育て応援団事務局(最上総合支庁子ども家庭支援課) ☎0233(29)1245



## 令和6年度 侵入防止柵導入を支援します

近年急増しているイノシシ等の有害鳥獣から農作物を守るために、電気柵等の侵入防止柵の導入を2つの事業で支援します。

- ▼事業名称／①鳥獣被害防止総合対策交付金事業 ②山形県有害鳥獣被害対策推進事業
- ▼補助率／①定額(148円/m以内※令和5年) ②1/2以内(上限10万円)

- ▼要件／①受益戸数3戸以上、受益面積1ha以上 ②町が開催する安全講習会への参加
- ▼切／10月27日(金)

▼問い合わせ／舟形町農業振興課農業振興係 ☎(32) 0947



## 応募者追加募集 やまがた就職促進奨学金返還支援事業 (やまがた若者定着枠)

舟形町では、将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進するため、「やまがた就職促進奨学金返還支援事業」を県と連携して実施しています。この事業では、大学等卒業後に県内に定住・就業した場合に奨学金の返還を支援します。

▼募集切／10月31日(火)午後5時

- ▼募集対象者／次のAまたはBのいずれかに該当する方で、かつ1～3すべての要件を満たす方が対象
  - A 山形県内に居住し県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を卒業し、日本国内に所在する大学等に在学している方
  - B 県内に所在する大学等に在学している方
- 1 次の奨学金の貸与を受けている方
  - 日本学生支援機構第一種、第二種奨学金、舟形町教育振興修学資金
- 2 県内に事業所を有する法人、団体および個人事業主への就業または県内での創業を希望する方(医師、看護師等、介護福祉士、保育士、公務員は対象外となります)
- 3 大学等を卒業後13ヵ月以内に、山形県内に居住かつ正規雇用として就業し、その後5年間継続する見込みの方

▼募集人数／2名

▼支援額／次のAまたはBのいずれか低い額を上限

- A 2万6千円×令和5年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数
- B 県内居住・就業から3年経過後の奨学金の返還残額

※詳しい応募要件や申込み方法などは山形県ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ／舟形町教育課学事係 ☎(32) 2379



山形県ホームページ



陸上自衛隊第6音楽隊  
第48回定期演奏会

陸上自衛隊第6音楽隊による  
定期演奏会です。

▼日時／11月21日（火）

午後7時開演

▼場所／山形市民会館

▼出演／陸上自衛隊第6音楽隊

▼入場料／無料

▼申込み／メールまたは往復ハ  
ガキで申込み

※詳細はQRコードからホーム  
ページを確認ください。



▼〆切／10月31日（火）

▼問い合わせ／

陸上自衛隊第6師団司令部総務

課広報班

☎0237（48）1151



## 「ヤングケアラー」を知っていますか？

「ヤングケアラー」とは一般的には、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行なっている18歳未満の子どもたちとされています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

家族の手伝いをするのは、普通のことかもしれませんが、ただ、学校生活に影響が出たり、心身に大きな負担がかかっていると感じた場合は、一人で抱え込まず相談することが重要です。学校の先生やスクールカウンセラーに相談したり、相談専用のダイヤル、役場の相談窓口などがありますのでぜひ相談してください。

児童相談所相談専用ダイヤル	☎0120 (189) 783
24時間子どもSOSダイヤル	☎0120 (0) 78130
子どもの人権110番	☎0120 (007) 110
舟形町健康福祉課福祉係	☎ (32) 0655

参加費無料

スマホ講座 毎週開催

健康ポイント  
対象事業

スマートフォンについて、わからないことは何度でも。個別相談受も付けます。

11月の開催日	時間	会場
毎週木曜日	午後2時～4時	富長交流センター（富長会場）
	午後7時～9時	農村環境改善センター（堀内会場）
毎週金曜日	午後1時30分～3時30分	中央公民館（舟形会場）
毎週土曜日	午後1時30分～3時30分	生涯学習センター（長沢会場）

▼問い合わせ／長沢集学校 ☎(29) 8255（受付時間は午前10時～午後6時）

## 国道13号 道路工事による全面通行止め

舟形地内で、道路施設撤去工事のために全面通行止めを行います。ご理解とご協力をお願いします。

▼規制日時／10月24日（火）午前9時～10時

▼迂回路※／町道舟形沖の原線および町道舟形新庄線。

▼問い合わせ／

国土交通省山形河川国道事務所

道路管理第一課 ☎023 (688) 8943

新庄国道維持出張所 ☎0233 (22) 1581

日本道路交通情報センター ☎050 (3369) 6606



## マイナンバーカードを使って

# コンビニでいつでも住民票などを かんたんに取得できます

### 利用可能時間

**午前6時30分**

から

**午後11時**

(土日祝日も可能)

※メンテナンス時および  
12/29～1/3は利用できません

### 必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・数字4桁の暗証番号  
(利用者証明書用電子証明書)



### 利用可能店舗

マルチコピー機が設置されている  
全国のコンビニエンスストアなど  
(例)

- ・ファミリーマート
- ・セブンイレブン
- ・ローソン など



役場が開いていない休日や夜間も証明書が取得できます。ぜひご利用ください！

取得できる証明書	手数料	取得できる範囲
住民票の写し	各300円	本人および同一世帯員の住民票
印鑑登録証明書	※役場で発行する場合は各400円	印鑑登録している本人の証明書

※15歳未満の方やDV等支援措置対象者などは利用できない場合があります。

▼問い合わせ／舟形町住民税務課住民係 ☎ (32) 0211

# 小型家電および古着を無料で回収します

ご不要になった小型家電や古着などがありましたら、ぜひお持ちください。

## 実施日

10月21日(土)

## 回収場所および時間

回収場所(各駐車場)	回収時間
農村環境改善センター	午前8時30分～9時
富長交流センター	午前8時50分～9時20分
生涯学習センター	午前9時20分～9時50分
舟形町役場	午前9時～10時

## 回収物品



### ①小型家電

#### ○回収できるもの

##### 【通信機器】

電話機(ダイヤル式をのぞく)、FAX、卓上型複合機、携帯電話、スマートフォン、PHS



##### 【電子機器】

ビデオレコーダー、HDDレコーダー、CDプレーヤー、MDプレーヤー、CDラジカセ、ラジオ、ビデオカメラ、デジタルカメラ、ヘッドホン、イヤホン、プロジェクター、BS/CSアンテナ、CS/地上デジタルチューナー、ケーブルテレビSTB、デジタルオーディオプレーヤー、ICレコーダー、チューナー、カラオケ(通信、レーザーディスク)、電子書籍、電子辞書、オーディオ機器(スピーカー一体型で、木枠ではないもの)、

##### 【カー用品】

カーナビ、車載音響機器(カラーテレビ、ステレオ、CD/MD/DVDプレーヤー、アンプ、チューナー、ラジオ)、VICSユニット、ETC車載ユニット

##### 【パソコン類】

パソコン(デスクトップ型、ノート型、モニター一体型)、液晶モニター(ブラウン管をのぞく)、タブレット、ワープロ、インクジェットプリンター、USBメモリー、メモリーカード、HDD、基盤、ハブ・ルーターなどの周辺機器

##### 【ゲーム機】

措置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ゲーム機用コントローラー、カセット式ゲームソフト

##### 【その他】

ケーブル、充電器、アダプター、プラグ・ジャック

## このたび、次の白物家電等が新たに回収可能となりました。

炊飯器、電子レンジ、オーブンレンジ、トースター、オーブントースター、ホットプレート、扇風機、卓上型複合機



### ×回収できないもの

#### 【家電リサイクル法対象品】

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機

#### 【小型家電に含まれないもの】

掃除機、除湿器、美容用品(電気シェーバー等)、アイロン、木製部分のあるオーディオ機器、オーディオ機器のセパレートスピーカー単体、レーザープリンター、コピー機(単体)、スキャナー(単体)、業務用複合機

## ②再利用できる衣類等

### ○ 回収できるもの

#### 【古着類】

帯、カーテン、革ジャン、海水パンツ、靴下、コート、シーツ、ジーンズ、ジャケット、シヨール、甚平、スカーフ、スーツ、セーター、背広、タオル、Tシャツ、ネクタイ、パジャマ、ハンカチ、ブラウス（ボタン付き）、ベビー服、水着、毛布、ゆかた、Yシャツ（ボタン付き）、和服、ワンピース、ダウンジャケット、フリース



### × 回収できないもの

※中綿が入っているもの、汚れているもの、濡れているもの、においのひどいもの、ペットに使用したもの、靴類、バッグ類、おもちゃ、その他以下に記載するもの


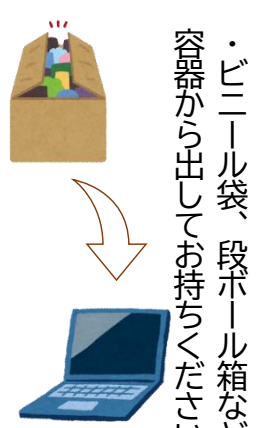
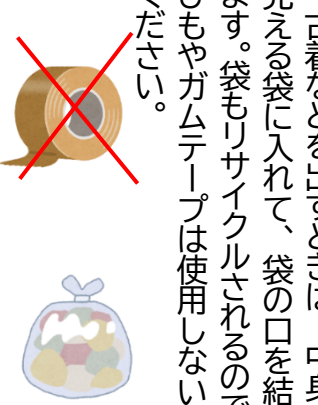
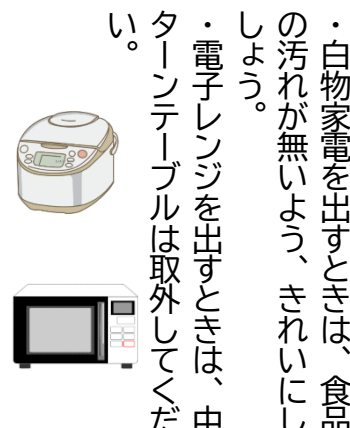
#### 【古着類】

カーペット、カバー類（布団類・座布団・クッション）、コタツかけ、毛皮、毛糸、作業着、サポーター、スキーウェア、学生服、制服、セーラー服、運動着、足袋、反物、ひざ掛け、風呂敷、防寒着、丹前、雨合羽、ウェットスーツ、掛け布団、敷布団、座布団、クッション類、玄関マット、繊維くず、寝袋、ソファ、電気カーペット、はんでん、マットレス、枕、ユニフォーム、帽子、ベルト、ぬいぐるみ

### △特に誤りが多いもの△

- ・ぬいぐるみは、対象外です。
- ・オーディオ機器のセパレートスピーカーなど、スピーカー単体は対象外です。
- ・木枠のオーディオ機器など木製部分のあるものは対象外です。

## 回収時の留意点

 <p>・電池、電球などは対象外のため 取外してください。</p>	 <p>・ビニール袋、段ボール箱など 容器から出してお持ちください。</p>	 <p>・古着などを出すときは、中身の見える袋に入れて、袋の口を結びます。袋もリサイクルされるので、ひもやガムテープは使用しないでください。</p>	 <p>・白物家電を出すときは、食品等の汚れが無いよう、きれいにしましよう。</p> <p>・電子レンジを出すときは、中のターンテーブルは取外してください。</p>
--	---	--	---

# 福祉係からのお知らせ

各種手当について変更事項が発生した場合は窓口での手続きが必要です。

## 児童手当

児童手当は、次世代の社会を担う子どもたちの成長を社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子どもを養育する方を対象に支給されます。※所得の制限があります。

- ▼**支払額**／・3歳未満：15,000円/月  
・3歳～小学校終了前：10,000円/月（第3子以降は15,000円/月）  
・中学生：10,000円/月
- ▼**支払月**／6、10、2月の各9日（支給日が土日祝日の場合はその直前の休日でない日）
- ▼**手続き**／出生や他の市区町村からの転入、氏名住所変更、支払口座の変更、公務員になられた場合などは町福祉係窓口で手続きが必要です。（公務員の方は勤務先で手続き）
- ▼**持ち物**／健康保険被保険者証、請求者名義の通帳、個人番号のわかるものなど

～公務員を退職・異動する方へ～

公務員で児童手当を受給している方が退職・出向等により公務員でなくなる場合には、退職日（異動日）の翌日から起算して15日以内に住所地の市区町村へ児童手当の支給申請を行う必要があります。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の児童手当を受けられなくなります。

## 児童扶養手当

父または母の死亡、父母の離婚などで、父または母と生計を別している（もしくは父または母が一定の障がいを持つ）18歳未満の児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）が健やかに育成されるように、児童の養育者に支給されます。※所得制限があります。

- ▼**支払額**／・全額支給：44,140円/月  
・一部支給：10,410～44,130円/月  
第2子、3子がいる方は加算があります。
- ▼**支払月**／奇数月に2ヵ月分の支給となります。
- ▼**手続き**／新規申請・他の市区町村からの転入・氏名住所変更・支払口座の変更などは町福祉係窓口で手続きが必要です。
- ▼**持ち物**／申請者名義の通帳、個人番号のわかるもの、戸籍など
- ▼**注意**／
  - ・婚姻を解消していても、父または母の配偶者に養育されている場合などは支給対象外です。
  - ・家庭の状況が変わった（年齢・障がい等の年金受給開始など）場合には早めに連絡ください。返還が必要な場合があり、報告が遅れると返還金額が多くなってしまいます。
  - ・受給者または児童が公的年金給付（老齢福祉年金、遺族補償など）を受給している場合、その額により全部または一部が制限されます。

## 特別児童扶養手当

20歳未満の精神や身体に障がいのある児童が健やかに育成されるように、児童を在宅で養育している両親等に支給されます。※所得制限があります。

- ▼**支払額**／・1級：53,700円/月  
・2級：35,760円/月
- ▼**支払月**／4、8、11月の各11日（支給日が土日祝の場合はその直前の休日でない日）
- ▼**手続き**／新規申請や他の市区町村からの転入、氏名住所変更、支払口座の変更などは町福祉係窓口で手続きが必要です。
- ▼**持ち物**／申請者名義の通帳、診断書、個人番号のわかるものなど必要書類があります。
- ▼**注意**／提出された診断書を基に、県が障がい審査を行います。  
認定後も一定期間経過後に診断書の提出を求められます。医療機関の予約が取れずに遅れてしまった場合は、その分手当が支給できなくなるため、早めの対応をお願いします。

▼問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎（32）0655



# クマにご注意下さい！



各地でクマによる人身被害が多発しています。  
農作業に当たっては、クマとの不意の遭遇に十分ご注意ください。

## クマの出没を防ぐためには

### (1) 農作業を行う際に注意すべき事項

- ・ 作業中にラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールすること。
- ・ クマ類の出没情報に留意し、クマ類の行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けること。
- ・ 森林、斜面林などのそばの農地は、クマ類の出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈払いなどを行うこと。
- ・ 頻繁にクマ類が出没する地域においては、できるだけ単独での作業は避けること。

### (2) 誘引物の適切な管理

- ・ クマ類を誘引する生ゴミや野菜・果実の廃棄残さ等は適切に処理すること。
- ・ 農地では果樹園が最も被害を受けやすいところであり、収穫後の放置果実は適切に除去すること。
- ・ クマ類は、収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底すること。
- ・ 草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること。
- ・ 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、処理施設への持ち込みや焼却を行わずに埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理すること。

## もしも、クマに遭遇してしまったら

(近くにクマがいることに気がついた場合)

- ・ 落ち着いて、クマに背を向けずに、ゆっくりとその場から離れましょう。
- ・ クマを驚かすので、大声を出したり、走って逃げるのはやめましょう。



詳細については、下記の環境省  
作成パンフレット等をご参照下さい

環境省作成パンフレット <http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5/docs5-kuma.pdf>

クマ類の出没対応マニュアル - 改訂版 - <http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

農林水産省では、緩衝帯整備、電気柵などの侵入防止柵の設置、捕獲等の取組について鳥獣被害防止総合対策交付金で支援をしています。

保健事業のお知らせ

# 保健センターだより



## ◆乳幼児健診および講座◆

月日	健診名	対象年齢	受付時間	集合場所	持ち物
11月14日(火)	産後ママのストレッチ講座 ※要事前申込み	産後1年くらいまでの 産婦さんとお子さん	午前9時50分～ 10時	福祉避難所 「てとて」	バスタオル2枚、ミルク、オムツ等 ※動きやすい服装でお越しください
11月24日(金)	1歳6ヵ月児健診	令和4年3～5月生	午後0時50分～ 1時		母子手帳、健康診査票、歯の健康手帳、 フェイスタオル
	3歳児健診	令和2年6～8月生			母子手帳、健康診査票、歯の健康手帳、 フェイスタオル
	1歳児健診	令和4年10月～11月生	母子手帳、歯の健康手帳、フッ素塗布申込書、 フェイスタオル		
	歯科健診 フッ素塗布のみ	令和元年9～11月、令和2年9 ～11月、令和4年6～8月生	午後1時～ 1時30分	歯の健康手帳、仕上げ磨き用歯ブラシ、 フェイスタオル	

## ◆健康相談◆ 相談日 11月6日(月)、20日(月)

《定期健康相談》 午前9時～正午

一般健康相談(血圧測定、健診結果、こころの相談等)を行います。ご相談の方は健康福祉課③番窓口へお越しください。来庁できない方は、電話相談も可能です。

《妊婦さんとお母さんの定期健康相談》 午前10時～正午

母子健康手帳の交付、育児相談、お子さんの身体計測等による発育・発達相談、妊婦さんと子育て中のお母さんの心と身体の個別相談を行います。ご相談のある方は福祉避難所「てとて」へお越しください。保健師と助産師が対応します。

### 《人間ドック》

▼期日/女性:11月2日(木)

男性:11月30日(木)

▼場所/最上検診センター

▼受付/対象者に別途通知します。

※日程変更などは最上検診センターへ

☎(23)3411

### 《高齢者・小児インフルエンザ予防接種》

10月1日から助成事業を開始しています。

注1) 須藤医院で接種希望の方は、健康福祉課③窓口まで予診票を受取りにお越しください。

注2) 丸橋クリニックは小児の接種医療機関から削除されました。

※いずれの事業もふるさと納税を活用しています。

## 11月は「糖尿病予防月間」です

毎年健康診断を受けて検査結果を確認し、糖尿病を予防しましょう。

- 適正体重を維持しましょう。
- 1日3食、バランスよく食べて、腹八分目を心がけましょう。
- 適度な運動をしてストレス発散をしましょう。



▼問い合わせ/舟形町健康福祉課地域保健係

☎(32)0810